

新婚生活
を応援！

【令和7年度】

田原市結婚新生活支援事業補助金

田原市では、結婚後の若い世代の経済的負担を軽減するため、結婚に際して新居となる住宅の購入費や賃料、引っ越しなどにかかった費用の一部を補助します。

■対象となる世帯

次のすべてにあてはまる新婚世帯が対象となります。

- 令和7年1月1日～令和8年3月2日の間に結婚した（※1）
- 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であった
- 婚姻を機に田原市内で新たに住居を購入または賃借し、そこに居住している（※2）
- 申請時点で夫婦ともに田原市内に居住している
- 夫婦の年間所得（令和6年分）の合計が500万円未満である
- 過去にこの制度による補助を受けたことがない
- 市税を滞納していない

※1…婚姻届を提出し、受理されていること

※2…新たな住居の住所地に転入（転居）届を提出し、受理されていること



詳しくは、窓口
(地域福祉課)に
ご相談ください

■対象となる経費

令和7年4月1日～令和8年3月2日に支払った次の経費が対象となります。

- ① 住宅を新たに購入した場合=購入に要した費用
- ② 住宅を新たに賃借した場合=家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等の費用（※3）
- ③ 住宅のリフォーム費用
- ④ 引っ越しにかかった費用（業者へ支払った実費）

※3…勤務先から住宅手当を受けている場合や公的な扶助を受けている場合、その分を対象経費から控除

— 上記費用のうち、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円、
それ以外の夫婦には30万円まで補助します —

■受付期間

令和7年6月2日(月)～令和8年3月2日(月)

【受付日時】土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日
午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】田原市役所 地域福祉課（北庁舎1階）
(申請方法は裏面へ)
*予算額に達した場合は、申請受付を終了します。

■申請の手続き

必要に応じて次の書類を提出してください。

◎必ず提出する書類

- ・申請書（様式第1号）
- ・物件の売買（賃貸借）契約書及び領収書の写し

◎必要に応じて提出する書類

- ・本籍が田原市以外の場合
 - 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ※本籍地で取得してください
- ・令和7年1月1日現在、田原市外に住所があった場合
 - 前住所地の所得証明書
- ・新居が賃貸借の場合
 - 住宅手当等支給証明書（様式第2号）※勤務先に証明を依頼してください
- ・貸与型奨学金を返済している場合
 - 貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- ・引っ越しにかかった費用がある場合
 - 業者から受領した領収書の写し

■補助金の支払い

交付決定後、請求書を提出してから1か月以内にご希望の口座に振り込みます。

■担当

田原市役所

地域福祉課 地域援護係（電話：23-3512）

